

# 自営業収入のある方の扶養認定について

自営業等の方は、社会通念上、経済的に自立した存在であり、事業の結果全てに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した方です。したがって、本来、国民健康保険への加入が原則となります。

自営業者であるのに被保険者の支援がなければ生活ができないという場合は、事業内容や収入状況を十分に確認する必要があります。

経営状況の悪化など、収入減が一時的なもので、翌年以降も継続すると判断できない場合は被扶養者として認められません。一時的ではなく、継続して被保険者の収入により生活の大半を維持されている方が認定対象となります。

今般、給与所得者との公平性を図ることを目的に、自営業収入の必要経費の取扱いを見直し、2022年4月1日より以下のとおりとします。

## 認定要件

自営業等の年間収入が130万円(60歳以上の方、障害者の方は180万円)未満であり、被保険者の収入の2分の1未満であること。

人を雇って給与を払っている場合は経営者であり、健康保険制度の趣旨から被扶養者として認められません。

## 自営業者の収入

自営業の収入とは、確定申告における所得金額ではなく、事業で得た売上金額から直接的必要経費\*を差し引いたものです。税法上の経費や当健保組合が必要経費として認められないと判断したものを受け取ることはできません。

$$\text{自営業の収入} = \text{売上} - \text{直接的必要経費*}$$

※給与所得者の認定の際は、総収入で判定し、一切の経費は認められていません。

## \*直接的必要経費

税法上で認められている経費とは異なり、製造業における原材料費や、卸小売業における仕入代金など、その費用なしに事業が成り立たない最小限の経費。

必要経費として認める	売上(仕入)原価
業務に関することが明確になつていれば認める★	荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、地代家賃

★自宅と別住所など、事業に供したことが明確でないと認められません。

※自営業収入とは別に恒常的な収入(給与、年金、恩給等)がある場合は、その収入も加算し、年収と考えます。